

廃棄物処理手数料の改定について

1. 背景

本市の一般廃棄物（市が処理を行うものとして市長が告示する産業廃棄物（以下「告示産廃」という。）を含む。）の処理手数料（以下「手数料」という。）の額は、平成 1 9 年 1 月に改定した以降、1 3 年間にわたり据え置かれたままとなっており、近隣自治体の中では住民負担率が比較的低くなっている。

一方、本市においては人口減少や少子高齢化の進行による厳しい財政状況が続いており、一般廃棄物の処理に毎年 4 億円を超える経費を要する中、施設の老朽化も進んでいることから、今後も経費の増大が懸念される場所である。

引き続き、将来にわたって一般廃棄物の適正処理並びに施設の安定稼働を保持していく上で、これまで以上にごみの発生抑制、リサイクルの推進等について、市民、事業者、行政がそれぞれ取組みを進める必要があることは当然であるが、その一方で排出者からの排出量に応じた費用負担の適正化を図ることも重要と考える。

そのため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会において、様々な観点から慎重に審議を行った結果、ごみ処理手数料を改定することとした。

2. 改定内容

種 別			現 行	改 定 後			
生活系	ごみ袋	可燃ごみ	大袋	20 枚入 740 円	20 枚入 920 円		
			中袋	—	20 枚入 720 円		
			小袋	20 枚入 450 円	20 枚入 520 円		
		不燃ごみ	大袋	20 枚入 860 円	10 枚入 460 円		
			小袋	10 枚入 258 円	10 枚入 260 円		
			シール	10 枚入 860 円	5 枚入 460 円		
持込処分	可燃ごみ	50 kg ごと	250 円	10 kg ごと	60 円		
	不燃ごみ		160 円		60 円		
事業系	持込処分	一般廃棄物 可燃ごみ	50 kg ごと	440 円	10 kg ごと	100 円	110 円
		一般廃棄物 不燃ごみ		280 円		100 円	110 円
		産業廃棄物 可燃ごみ		500 円		110 円	130 円
		産業廃棄物 不燃ごみ		320 円		110 円	130 円

- (1) 市民生活の多様化に対応するため、可燃ごみのごみ袋に中袋(30ℓ)を新設する。
- (2) 大袋はこれまでと同じ容積(46ℓ)で、小袋は 16ℓから 20ℓに大きくなる。
- (3) ごみの持込に係る処理手数料は、50 kg 単位から 10 kg 単位に変更する。
- (4) 同じ取扱区分の可燃ごみ・不燃ごみの額は、わかりやすい体系とするため、同一の額とする。
- (5) 不燃ごみのごみ袋・シールは使用頻度が低いため、ごみ袋は 10 枚入、シールは 5 枚入とする。
- (6) 事業系ごみについては、激変緩和のため、2 段階に分けて改定する。

3. 改定経緯

令和 2 年	2 月 1 3 日	令和元年度第 4 回廃棄物減量等推進審議会開催（諮問）
	4 月 3 0 日	令和 2 年度第 1 回廃棄物減量等推進審議会開催 （見直しに係る課題に対する意見交換、方向性の審議）
	9 月 1 0 日	市の処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分の告示 （施行日…令和 3 年 4 月 1 日）
	1 1 月 2 6 日	令和 2 年度第 2 回廃棄物減量等推進審議会開催 （処理手数料の審議）
	1 2 月 7 日	廃棄物減量等推進審議会答申
令和 3 年	3 月 2 4 日	瑞浪市議会において「瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」 を改正（処理手数料の改定）
	4 月 1 日	浄化槽汚泥処理手数料を廃止
	1 0 月 1 日	事業系ごみ処理手数料の改定（第 1 段階）
令和 4 年	3 月 1 日	新ごみ袋販売開始
	4 月 1 日	生活系ごみ処理手数料の改定 産業廃棄物の総量規制開始
	6 月 3 0 日	旧可燃ごみ袋の利用停止
令和 5 年	3 月 3 1 日	旧不燃ごみ袋及びシールの利用停止

※事業系ごみ処理手数料（第 2 段階）は、令和 5 年 3 月までに改定予定